

令和4年度高知県介護事業所等サービス提供体制確保事業費補助金よくある問合せ

令和4年10月

1. 対象事業所について . . . . . No. 1 ~ 3
2. 対象経費について . . . . . No. 4 ~ 8
3. 自費検査について . . . . . No. 9 ~ 10
4. その他 . . . . . No. 11 ~ 12

No.	質問	回答
1	市町村指定の事業所・施設だが、対象となるか。	対象となる。
2	高知市に所在する事業所・施設だが、対象となるか。	対象となる。
3	サービス種別が〇〇だが、対象になるか。	対象となるサービス種別については、「令和4年度高知県介護事業所等サービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」の「別表第2」に掲載している。
4	感染者又は濃厚接触者が発覚する前に購入した衛生用品等について、対象となるか。	対象とならない。感染者又は濃厚接触者が発覚した後に購入し、通常時よりも増えたかかり増し費用のみが対象となる。
5	「衛生用品」とはどのような物が補助対象となるのか。	感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液等を想定している。 体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレなどといった器具や備品、おむつ等は対象外となる。
6	対象経費として、「緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、～」はあるが、割増賃金・手当は緊急雇用を行った職員でないと対象とならないのか。	従前から雇用している職員であっても、感染者又は濃厚接触者に対応するために増えた時間外手当や危険手当等は対象である。
7	帰宅困難職員の宿泊費について、 ①会社が借り上げているアパートを職員に提供した場合の家賃は対象となるのか。 ②その場合、電気・ガス・水道代などは対象となるのか。	①対象となる。（該当職員の宿泊分のみ） ②対象になるのは場所代のみで、電気・ガス・水道代などのライフラインに係る経費は対象とならない。
8	感染者が発生した施設等へ応援職員を派遣した場合、応援職員が利用した高速料金は旅費に含めて構わないか。	構わない。
9	PCR検査キットや抗原検査キットの購入費は対象経費となるか。	「令和4年度高知県介護事業所等サービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」の「別添1」の「2 補助要件」をすべて満たす場合は対象となる。 ただし、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

No.	質問	回答
10	感染者が発生した施設等に応援職員を派遣した後、自施設に復帰する際に派遣した応援職員に対してPCR検査や抗原検査を行う場合の検査費用は補助対象となるか。	応援職員が自施設に戻る場合に自施設としては感染の疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされないため、個別に検査を実施する場合で、実施要綱【別添1】の「2 補助要件」をすべて満たす場合には、自費での検査費用を助成対象として差し支えない。 ただし、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。
11	基準単価とは何に使うのか。	サービス種別ごとの上限額となる。
12	基準単価と別に施設内療養費が補助されるのか。	基準単価が上限額となるので、施設内療養費は基準単価の中に含まれる。